

## 観光振興に関する提言

地域の観光産業を振興するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

2. すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。

特に、観光施設等における多言語対応など、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

3. 民泊を本格解禁する「住宅宿泊事業法」が平成30年6月15日に施行されたが、民泊事業については、騒音、防犯などに対する住民の不安解消に努めつつ、健全な普及が図られるよう制度を運営すること。

4. 東日本大震災関係

東北観光については、風評被害の影響等により、依然として厳しい状況にあることから、引き続き、東北観光復興対策交付金により観光復興に向けた取組を強力的に推進すること。